

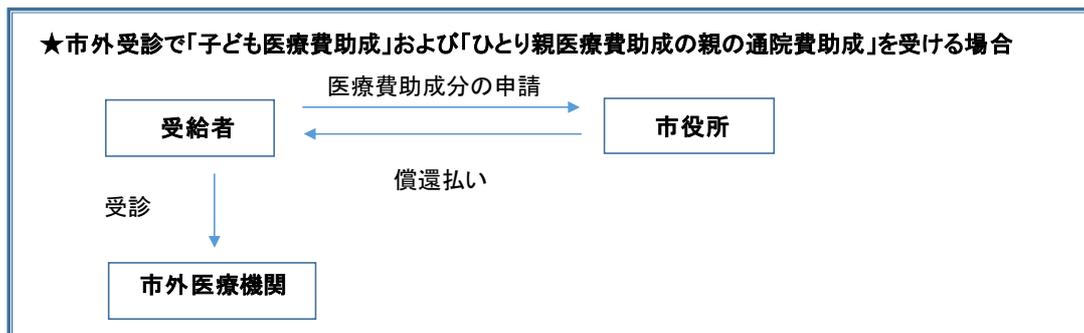
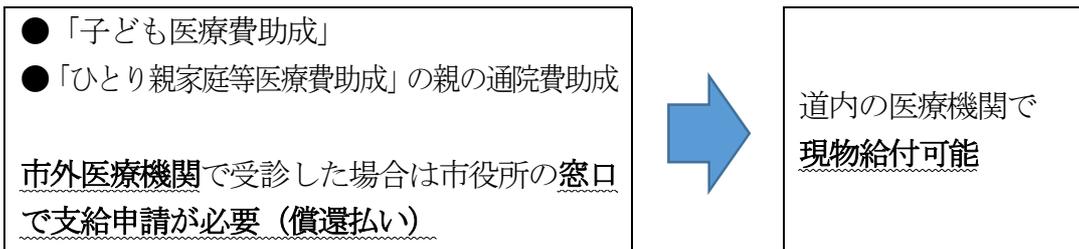
## 市外医療機関子ども医療費助成等の現物給付開始について

北海道医療給付事業（重度心身障がい者・ひとり親・子ども）において、市町村事務の効率化を推進するため、医療機関からの請求をレセプトと併用（レセプト併用化）することとなりました。これにより、医療機関での事務軽減や請求手数料廃止による歳出の削減が推進されるとともに、本市においては市外医療機関における「子ども医療費助成」および「ひとり親家庭等医療費助成」の親の通院費助成において現物給付が開始されますので報告します。

### 1. 開始時期

平成30年8月診療分より

### 2. 改善される内容



※償還払い：自己負担額を一旦支払い、後日市役所で申請手続きを行い、助成を受ける。

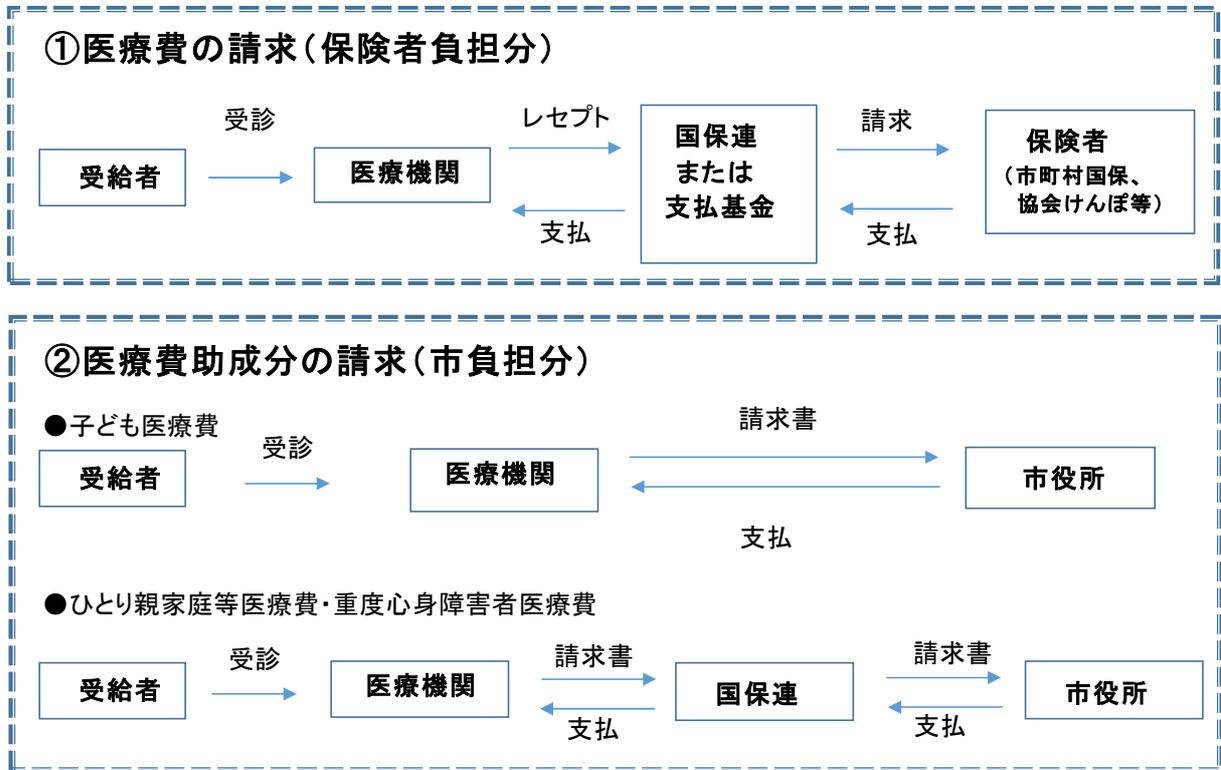
※現物給付：受給者証を提示することで、自己負担額の全額または一部が控除される。自己負担額は医療機関が市に請求する。

### 3. その他

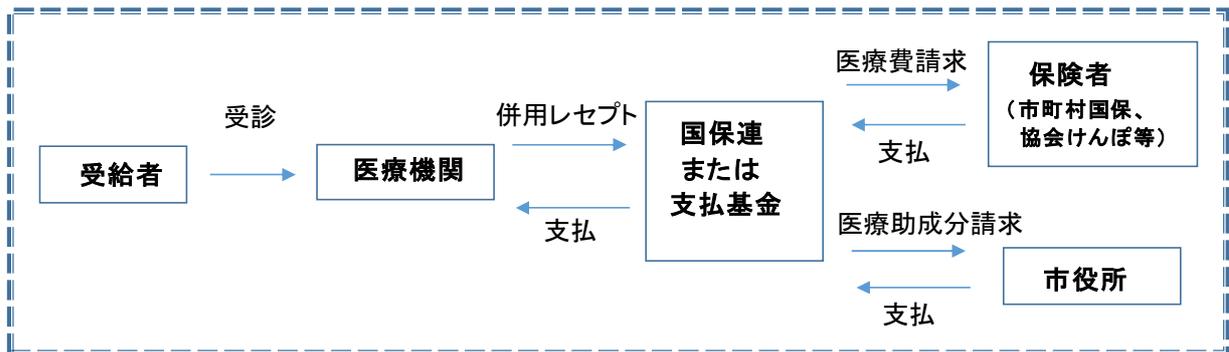
レセプト併用化は北海道保健福祉部と北海道医師会で協議済の事項であり、北海道保健福祉部より郡市医師会および各医療機関に対して通知され、全道一斉に実施されるものです。

参考資料 《医療機関による請求の流れ》

●現状の請求の流れ《医療費と医療費助成分は別々に請求されている》



●レセプト併用化後(平成30年8月請求分～)の請求の流れ  
《医療費と医療費助成分は併用レセプトとして同時に請求される》



※医療費助成とは医療機関で診療を受けた場合、患者が窓口で支払う金額(自己負担額)は原則として医療費の3割(未就学児は2割)で、残りの医療費は加入する健康保険から支払われる。医療費助成事業は自己負担額の全額または一部を助成することで、受給者の医療費負担の軽減を図るもの。